

記入上の注意等

この申請書は、保護者が次の点に注意して記入のうえ、認定区分ごとに市または認定こども園に提出してください。なお、家庭から2人以上の児童が同時に申請を行う場合は、児童ごとに申請書を提出してください。

提出先 ■ 1号認定（保育希望無し） ⇒ 利用を希望する認定こども園

■ 2・3号認定 ⇒ 上山市役所 子ども子育て課 1階 11番窓口

- 1 「申請に係る児童名」の欄は、「児童名」にふりがなを付すとともに、「年齢」は令和7年4月1日現在の満年齢で記入してください。
- 2 「個人番号」の欄は、マイナンバーを記入してください。
- 3 「認定者番号」の欄は、申請児童が既に施設型給付費・地域型保育給付費の支給認定を受けている場合は、当該申請児童に係る認定者番号を記入してください。
- 4 「利用を希望する施設（事業者）名」は希望する順に施設（事業者）名を記入し、また、その施設（事業者）を希望する理由（例：自宅から距離が近いため、既に兄弟姉妹が利用しているため等）を記入してください。
- 5 「申請に係る児童の家族状況」の欄は、「申請に係る児童」以外の家族全員について記入するとともに、「年齢」は令和7年4月1日現在の満年齢で記入してください。
- 6 「生活保護の適用」、「ひとり親世帯」の欄は該当するものを○で囲んでください。
- 7 「障がい児施設等」とは、次の学校もしくは施設又はサービスをいいます。
特別支援学校幼稚部・情緒障害児短期治療施設通所部・児童発達支援・医療型児童発達支援
- 8 ③「保育の利用を必要とする理由など」の欄以降は、1頁の「保育の希望の有無」の欄で「有」を○で囲んだ場合に記入してください。
- 9 2号認定及び3号認定は、「利用希望」の「利用時間」や保護者の就労時間により、「保育短時間」（1日8時間まで利用）と「保育標準時間」（1日11時間まで利用）に区分されます。
- 10 保育所等への利用については、下記の場合がありますのであらかじめご承知ください。
 - ・保育の実施基準に該当しないため、希望する認定が受けられない場合
 - ・希望者が多数いることや施設の入所状況によっては希望する施設を利用できない場合
 - ・保育の実施基準の該当事由により利用期間の希望に添えない場合

施設を利用できる基準

- 1 **就労** フルタイムのほか、パートタイム、夜間など基本的にすべての就労に対応（一時預かりで対応可能な短期間の就労は除く）
- 2 **妊娠・出産** 出産の前後
- 3 **保護者の疾病、障がい** 保護者が病気もしくは負傷、または心身に障がいを有している
- 4 **介護等** 兄弟姉妹の小児慢性疾患に伴う看護など、同居又は長期入院・入所している親族の常時の介護、看護
- 5 **災害復旧** 火災、風水害、震災その他の災害の復旧に当たっていること
- 6 **求職活動** 求職活動（起業準備を含む）を継続的に行っていること
- 7 **就学**（職業訓練校等における職業訓練を含む）
- 8 **虐待やDVのおそれがあること**
- 9 **育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること**
- 10 **その他、やむを得ない事情があると市長が認めるとき**

保育時間

① **保育短時間**（1日8時間まで利用）

1か月あたり64時間以上就労

② **保育標準時間**（1日11時間まで利用）

1か月あたり120時間程度以上就労

保育の利用が必要かどうかを確認するため、次の書類を添付してください。

■ **保育の利用に必要な証明書類**

児童の**両親**の書類が必要です。

下記の用紙（就労証明書、求職活動申告書、申立書（疾病・介護等））は、子ども子育て課、各保育所、各認定こども園、総合子どもセンター「めんごりあ」にあります。

区 分	添 付 書 類
会社などに勤めている方	就労証明書 （会社、事業主等から証明してもらってください。）
育児休業中の方 ※ ¹	
勤務が内定している方	
自営業や農業などの方	
求職活動をしている方	ハローワーク（公共職業安定所）の 求職受付票（ハローワークカード） ※求職受付票がない場合は 求職活動申告書
学校などに通っている方	在学証明書 （学校等から証明してもらってください。）
病気や負傷している場合	申立書（疾病・介護等） 及び、 医師の診断書 （加療期間と、児童の保育が出来ない旨の記載があるもの）
障がい者を有している方	障がい者手帳の写し
同居の家族の介護や看護	申立書（疾病・介護等） 及び、介護や看護が必要な方の 診断書 、または、 障がい者手帳・介護保険被保険者証の写し 。
出産の前後 （産前・産後の各8週間）	母子手帳の写し （分娩予定日、または出生日が記載されているページ）

※¹ 育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて、継続利用が必要である方、または、新規申込受付時、育児休業中の方。

○他にも、申請された内容に応じて、書類の提出をお願いする場合がありますので、ご了承ください。

問い合わせ先

上山市子ども子育て課 子ども保育係

電話023-672-1111（内線143・149）